

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による保険給付に係るサービスを利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成し、もって熟年者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 江戸川区介護保険条例（平成12年3月江戸川区条例第19号）第4条第1号に定める者のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないもの
- (2) 法第19条第1項に定める要介護認定を受けた被保険者又は同条第2項に定める要支援認定を受けた被保険者
- (3) 法施行日において介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第7条の規定により法第48条第1項第1号の指定があったものとみなされた特別養護老人ホーム（施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「旧老福法」という。）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）に入所している旧老福法第11条第1項第2号の措置に係る者のうち、「厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合」（平成12年厚生省告示第63号）に定める表第2号の口又は第3号に掲げる者でないもの
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等を受けた要介護被保険者で無いもの

(他施策との調整)

第3条 対象者が、政府特別対策による江戸川区障害者ホームヘルプサービス利用者等の訪問介護利用に対する助成事業実施要綱（平成12年3月31日区長決裁）の対象者となる場合は、それぞれの要綱に基づく事業の適用が本事業に優先する。

2 対象者が、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）に規定する公費負担医療等の給付を受けている場合は、当該公費負担医療等の給付が本事業に優先する。

(助成額)

第4条 本事業による助成額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 対象者が支給を受ける法第40条に定める介護給付費（居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費及び高額介護サービス費を除く。）に100分の7を乗じて得た額（施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費については食事に要する費用を除く。）を超えない額とする。
- (2) 対象者が支給を受ける法第52条に定める予防給付費（介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費及び高額介護予防サービス費を除く。）に100分の7を乗じて得た額を超えない額とする。

(端数処理)

第5条 前条の助成金の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(減額認定証の交付)

第6条 区長は、対象者に介護保険サービス利用者負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を交付する。

(助成の方法)

第7条 前条に基づき減額認定証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、法第8条第21項に定める居宅介護支援を受ける際、登録指定居宅介護支援事業者（法第46条に規定する指定居宅介護支援事業者で本要綱に基づき登録された事業者をいう。）に対し、減額認定証を提示するものとする。

